第14号様式（第８条関係）

［様式略］

［（備考）　略］

（記載要領）

［１～３　略］

４　様式（その１）について

［(1)～(5)　略］

(6)　電子情報処理組織を使用する方法（オンラインシステムを利用する方法）により報告書を提出するときは、「事務担当者の氏名」欄の記載は要しないこと。当該方法以外の方法により報告書を提出する場合において、事務担当者の氏名及び電話番号を都道府県の選挙管理委員会又は総務省に知らせたときは、「事務担当者の氏名」欄の記載は要しないこと。

［５～24　略］

備考　表中の［ ］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（政党助成法施行規則の一部改正）

第二条　政党助成法施行規則（平成六年自治省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（報告書等の閲覧） **第三十六条**　［略］ ［２～４　略］ ５　報告書等の閲覧は、その種別が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この項において同じ。）である場合にあっては、その電磁的記録に記録された情報の内容を日本産業規格Ａ列四番の用紙に出力する方法又は出力装置の映像面に表示する方法により行う。 （公表対象報告文書に係る写しの用紙の大きさ） **第三十八条**　令第七条第一号イ及び第二号イに規定する総務省令で定める大きさは、日本産業規格Ａ列四番とする。	（報告書等の閲覧） **第三十六条**　［同上］ ［２～４　同上］ ［新設］ （公表対象報告文書に係る写しの用紙の大きさ） **第三十八条**　令第七条第一号に規定する総務省令で定める大きさは、日本産業規格Ａ列四番とする。
備考　表中の［ ］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、令和九年一月一日から施行する。

○総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第二号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十三条第一項、第十四条第一項、第三十一条第一項及び第三十二条第一項の規定に基づき、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第三十三条に規定する承認連携支援事業に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月三十日

総務大臣　藤井比早之
財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　武部　新
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　井林　辰憲
環境大臣　笹川　博義